3　この手帳の証明欄の記載要領は次のとおりです。 ⑴　ブルセラ症検査証明欄、結核検査証明欄及びヨーネ病検査証明欄中 （略） ⑵　（略） ４・５　（略）

ブルセラ症検査証明欄	結核検査証明欄
（略）	（略）
ヨーネ病検査証明欄	
（略）	（略）
注意　１～４　（略）	

（略）

二

（略）

◎　この手帳取扱上の注意 １　この手帳は、家畜伝染病予防法第８条（第31条第３項において準用する場合を含む。）の規定により交付するものです。 ２～５　（略）

（略）

様式第十四号　削除

様式第二十九号（第五十二条関係）

一　（略）

二の⑴

（略）

注意　１　備考欄には、偶蹄類の動物及び馬の精液、受精卵及び未受精卵であつて、供与畜について家畜登録がなされているものを輸出する場合に、その登録番号を記入すること。 ２　（略）

二の⑵

（略）
備考　（略）
（略）

3　この手帳の証明欄の記載要領は次のとおりです。 ⑴　ブルセラ病検査証明欄、結核病検査証明欄及びヨーネ病検査証明欄中 （略） ⑵　（略） ４・５　（略）

ブルセラ病検査証明欄	結核病検査証明欄
（略）	（略）
ヨーネ病検査証明欄	
（略）	（略）
注意　１～４　（略）	

（略）

二

（略）

◎　この手帳取扱上の注意 １　この手帳は、家畜伝染病予防法第８条（第31条第２項において準用する場合を含む。）の規定により交付するものです。 ２～５　（略）

（略）

様式第十四号（第二十一条の二関係）

［様式略］

様式第二十九号（第五十二条関係）

一　（略）

二の⑴

（略）

注意　１　備考欄には、偶蹄類の動物及び馬の精液であつて、供与畜について家畜登録がなされているものを輸出する場合に、その登録番号を記入すること。 ２　（略）

二の⑵

（略）
備考　（略）
（略）